

演奏楽譜についての著作権に関するご注意

東京都中学校吹奏楽連盟

演奏する曲の楽譜が一般に出版されている楽譜なのか、またそうでないのかなど、楽譜について把握しておくのは演奏する団体として当然のことです。コンクールで演奏される楽譜につきましても、著作権法に触れないよう、下記のことを参考に各学校で責任をもって事前に対処してください。もし、問題が発生した場合は、出場取り消しや失格(賞の取り消し)に加え、法的にも罰せられますので十分ご注意ください。

- ① 出版されている楽譜を使用しての演奏は問題ありません。但し、他から借りてコピーして演奏した場合は問題となります。また、許可なく編曲して演奏することはできません。版權管理先などに編曲（アレンジ）許諾申請を行ってください。

- ② レンタル楽譜を使用する場合は、演奏許諾書を「演奏曲等申請書」の裏面に必ず添付してください。もし、許諾書が添付されていない場合は、申込みを受け付けられません。なお、許諾書を発行していない出版社もあるようですが、許諾書の発行が可能かどうか出版社に相談された上、ご不明な点は連盟にお問い合わせください。

- ③ 他の人が作曲及び編曲した未出版の楽譜を使用する場合は、作曲者及び編曲者の許諾書を「演奏曲等申請書」の裏面に必ず添付してください。もし、許諾書が添付されていない場合は、申込みを受け付けられません。

- ④ ご自身が編曲した未出版の楽譜を使用する場合は、作曲者か出版社の許諾書を「演奏曲等申請書」の裏面に必ず添付してください。もし、許諾書が添付されていない場合は、申込みを受け付けられません。但し、著作権が存在しない場合は必要ありません。

許諾書がなかったためにコンクールに出場できなかった例が
実際にありましたので、ご注意ください。